

港区立生活寮フレンドホーム高浜の管理運営に関する年度協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京都知的障害者育成会（以下「乙」という。）は、平成 29 年 4 月 1 日付けで締結した「港区立生活寮フレンドホーム高浜の管理運営に関する年度協定書」（以下「原協定」という。）第 5 条ただし書及び第 7 条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結する。なお、指定管理料の額の変更については、第 4 四半期から適用する。

1 原協定第 2 条を次のように改める。

第 2 条 本協定の有効期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までとする。

2 原協定第 4 条を次のように改める。

第 4 条 基本協定第 30 条第 2 項に規定する指定管理料の額は、年間 11,441,395 円（消費税を含む。）とする。

3 原協定第 5 条第 2 項を次のように改める。

第 5 条第 2 項 前項に定める四半期ごとの指定管理料の支払額は、次のとおりとする。

（支払の内訳）

対象期間	支払額	対象期間	支払額
第 1 ・ 四半期	3,119,495 円	第 3 ・ 四半期	3,117,000 円
第 2 ・ 四半期	3,117,000 円	第 4 ・ 四半期	2,087,900 円

本変更協定の締結に証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年 12 月 1 日

甲 港区芝公園一丁目 5 番 2 5 号
港区長 武井雅昭 印

乙 新宿区西新宿八丁目 3 番 39 号
社会福祉法人東京都知的障害者育成会
理事長 佐々木桃子 印